

入 退 会 審 査 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）定款第6条第1項・第8条各項及び会務執行規則（以下「規則」という。）第6条各項・第7条第1項・第8条第1項・第9条各項の規程に基づき入退会審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(審査基準)

第2条 審査の基準は、規則第5条各項に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者が正会員として在籍する場合は、入会させてはならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人・補助又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終え、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- (3) 過去5年間に調査に関連した諸法令に違反し、調査業者として不適当であると認められるもの
- (4) 集団的、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められるもの
- (5) 精神的、またはアルコール・麻薬・覚醒剤等の中毒者であると認められるもの
- (6) 支部地域内において事務所の設置及び責任者等が明確でないもの
- (7) 定款第8条第1項の処分を受けて3年を経過しないもの
- (8) 暴力団構成員を有したり、使ったりまた自らも不当行為を行う恐れのあるもの
- (9) 本協会への入会時に偽りの申告をしたもの

3 賛助会員に関しても前項規定を準用する。

(正会員の予備審査)

第3条 本協会は、正会員より入会申請書を受理した場合、入退会審査委員会において、入会申請書に不備があるか虚偽の報告がないか精査すると共に、該当する支部に対して予審させ、疑義がある場合は直接本人に確認をし、審査結果を理事会に報告し承認後入会許可とする。

ただし、理事会開催まで時間がかかる場合は、速やかな対応を行うため、三役の承認後入会許可とし、次の理事会で報告することとする。

(審査の適否)

第4条 入退会審査委員会は、送達された入会申込書についてその適否を審査の上、理事会または三役の承認を得るものとする。

(承認等の通知)

第5条 会長は、前条の規定に基づき入会を承認されたものについては、速やかにその旨を通知しなければならない。

なお、入会が適当でないと言われたものについては、その旨を通知するとともに併せて関係書類を返還するものとする。

(再審査の請求)

第6条 入会を認められなかったもので、その措置に不服がある場合は、入退会審査委員会又は理事会に文書で再審査請求の申し立てを行う事ができる。

(審査の厳正と秘密の保持)

第7条 入会審査及び予備審査に当たっては、厳正かつ公正に処置し、その内容については関係者以外に公表してはならない。

(入会申込書添付書類)

第8条 規則第7条第1項に規定する入会に必要な書類は、同条各項に定めるもののほか、次の通りとする。

- (1) 入会申込書
- (2) 自認書及び誓約書
- (3) 法人（個人）概要書
- (4) 履歴書
- (5) 入会申し込み者の住民票

- (6) 探偵業届出証明書
- (7) 債務承諾書
- (8) 入会者審査書
- (9) 正会員証貸与申請書
- (10) HP掲載用（新規）申請書
- (11) 事務所の写真（建物正面・事務所内）

（入会金・会費・運営費等）

第9条 入会金・会費・運営費等は、会費納入規程に定める。

（退会手続き）

第10条 定款第8条各項及び規則第9条各項に規定するもののほか、次の退会手続きを要する。

- (1) 退会審査の適否については、第4条第1項を準用する
- (2) 退会の承認については、第5条第1項及び第6条第1項を準用する

（返還物品）

第11条 正会員は、退会届と同時に次のものを返還及び添付並びに納入する。

- (1) 退会届
- (2) 正会員証
- (3) 未納金全額
- (4) 本協会発行の証明書類及び貸与物品

（名称使用）

第12条 退会した正会員は、その名称及び類似名称の使用を禁止する。

（正会員の異動）

第13条 正会員において異動が生じたときは、一週間以内に事由を本協会へ報告し提出書類に付いては、第8条第1項の規定を準用する。

（公示）

第14条 正会員の入退会及び諸事由により異動が生じたときは、その正会員の住所・氏名・名称を本協会ホームページその他で公示するものとする。

(準用規定)

第15条 会員においての入退会に関し、本規程全般を準用する。

(細 則)

第16条 この規定に定めるもののほか、入退会に関して必要な事項は、当該入退会審査委員会に意見を求め、会長が定める。

附 則

1	平成26年04月01日 施行	H26年03月06日 (一社) 設立総会承認
2	平成27年06月19日 改正	平成27年06月19日 第1回定例理事会承認
3	平成29年04月01日 施行	平成29年03月23日 第4回理事会承認 平成29年03月23日 改定
4	平成29年05月19日 改定	平成29年05月19日 第1回理事会承認
5	平成29年12月08日 改定	平成29年12月08日 第3回理事会承認
6	平成31年03月29日 改定	平成31年03月29日 第2回理事会承認